

3	<p>関都市計画公園の変更について (岐阜県決定)</p>	<p>6・6・1号 中池公園 <u>区域・面積の変更</u> 面積 約 40.6ha 約 54.6ha 名称変更 6・5・1号中池公園 6・6・1号中池公園</p>
4	<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県知事)</p>	<p>既存の産業廃棄物中間処理施設（平成16年度許可済）における汚泥の乾燥施設及び焼却施設について、稼働時間の延長(8時間 24時間)を行い、その他処理施設の用途変更をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の乾燥施設 (処理能力:9.4 28.1 立方メートル/日) ・汚泥の焼却施設 (処理能力:2.6 7.8 立方メートル/日)